

公開ヒアリング対象個別取組事項について

① 柱5 市有資産の適正管理

所管課	第3次大綱個別取組事項	取組内容
都市計画課	No. 59 児童遊園等の利活用方法の推進	・児童遊園等の調査・管理により利用状況を把握し、公園・遊具の状態及び目的にあった活用がされているかの確認をする。 ・遊具保守点検結果により、修繕の必要性について、撤去を含め検討する。

② 柱7 人材の育成・活用、職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進

所管課	第3次大綱個別取組事項	取組内容
人事課	No. 71 ノー残業デーの実施	毎週水曜日をノー残業デーに設定し、全職員定時で帰宅する。
	No. 72 時差出勤制度の活用	早朝や夜間に業務が予定される職員が、勤務時間帯をずらして勤務する。
	No. 74 メンタルヘルス対策の推進	ストレス関連疾患の発生予防や早期発見、早期治療の充実、円滑な職場復帰と再発予防に向けた支援など、総合的なメンタルヘルス対策を推進する。
	No. 75 男性職員が育児参加しやすい職場環境の整備	男性職員の育児休業の取得率向上を推進する。